平成２７年（フ）第１７２号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目30番６－1003号
債務者　髙野　弘志
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８６号
奈良県大和郡山市長安寺町２番地３　レオパレス美夢102号室
債務者　林　　啓一
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６６号
奈良県大和高田市曙町８番２号
債務者　岩本　昌代
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
奈良県香芝市今泉629番地18
債務者　伊三木　治
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
奈良県大和高田市大字田井64番地３、前住所奈良県葛城市疋田235番地24
債務者　小林　　瞳
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
鳥取県境港市竹内町117番地１　カーサ竹内201、前住所鳥取県米子市博労町３丁目４番地１
債務者　三木　　豊
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４４号
愛媛県松山市古川南２丁目13－２、住民票上の住所愛媛県松山市西垣生町867番地７
債務者　嘉地愉美佳
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５０号
愛媛県松山市久万ノ台253番地１　第81杉フラット201号
債務者　宮木　福美
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６４号
愛媛県松山市北土居２丁目１番22号
債務者　久津那順子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
福岡県うきは市吉井町福益1229番地１
債務者　稲垣　秀世
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第７２号
佐賀市本庄町大字末次406番地６　リッツハウス本庄Ｂ203
債務者　田中　志麻（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
佐賀市高木瀬東３丁目５番13号　北原アパート203号
債務者　竹下ハツ子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
佐賀市鍋島町大字八戸1246番地１　堤団地２号
債務者　相川　征子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2781番地　グレースコート上峰Ａ－101
債務者　野田　陽子（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８３号
佐賀市久保田町大字新田3827番地３
債務者　南川智恵子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
大分市大字小池原61番地の１　コーポアクティーＡ202
債務者　爲末　豊美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目28番10－２号　上谷田コーポ105号
債務者　井筒　広一
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係